

多文化社会における社会的選択[†]

後藤玲子

1. はじめに

無条件の歓待は、正義そのものの思想と分離することができないものなのですが、こうした無条件の歓待を実行することはじつは不可能です。規則や規制のうちに、このことを定めておくこともできません。この歓待を直接的に政策として表現しようとする、逆効果が生じかねないのです。それでもこうしたリスクを十分に警戒しながら、留保なき歓待の概念に準拠することはできますし、準拠することを放棄してはならないのです。・・・与えられた状況のもとで、歓待の倫理がその原理において踏みにじられず、できるだけ尊重されるように「法制的に」最善の処理をみつけること、「司法的に」最善の条件をみつけることが政治の課題なのです。そのためには、法律、習慣、幻想など、すべての「文化」を変える必要があります (Jacques Derrida, 2001, p.316-317, 引用ページは日本語訳から)。

いかなる経緯のもとであろうと、いま、ここに来訪する個人を歓待する。新しく生まれてくる子どもたち——障害をもとうと、特定の遺伝子疾患をもとうと、祝福されない誕生であろうと——を、また、新しく国境を越えてくる人びと——一時的であれ、定住であれ——を、無条件に歓待する。昔、イマヌエル・カントが世界平和の中で構想し、ハンナ・アーレントが理論的に大きく飛躍させ、そして、ジャック・デリダが静かに、けれども熱く希求するこのきわめてシンプルな理想を実現するためにはどうしたらいいのだろうか。

近年、日本では<相互性>の概念が注目されている。とりわけ、それは住民主導型社会福祉の運動の高まりとともに、人々の意識に浮上してきた。住民主導型社会福祉は、人びとの自発的な実践を通じて概念化された新たな福祉構想である。それは、障害や高齢、ホームレスなどの理由で、日常生活に困難を抱える人びとの暮らしを、近隣に住む住民たちの手で、できるかぎり総体的に援助しようという企図をもつ。本稿の目的は、この住民型社会福祉の運動が、日本を訪れ、日本に滞在する外国人に対して——彼らがここでふつうに暮らしていけるように、あるいはまた、元気に旅立っていけるように——、デリダのいう「無条件の歓待」を提供する母体となりうるかどうか、その可能性を探ることにある。

2. 外国人在留資格の現状

2007年3月、日本経団連は外国人労働者の受け入れ拡大を求める提言を公表した。企業の国際競争力を高める観点から、エンジニアなど高い専門知識や技術を持つ外国の人材の在留資格要件を緩和するよう政府に要請するという。また、企業側の法令順守体制や自治体による生活

支援も強化するという。市場原理を徹底すれば、より労働生産性の高い人にはより高い賃金が支払われる。たとえその水準が、同一労働生産性をもつ日本人の賃金よりも安いとしても、本人が参照水準とする賃金よりも高い限り、日本への参入意欲は保たれるので、経済界の思惑通り、優秀な外国人を惹きつけることができるだろう。ただし、少なくとも短期的には、市場原理の徹底は「同一労働に対する同一賃金」をもたらさないことは明らかである。労働力流入による労働供給の増加が賃金の減少を招く一方で、日本からの労働力流出による労働供給の減少は賃金の増加を招くので、長期的には、均一化に向かうとしても。

実は、その2日前に、厚生労働省の「研修・技能実習制度研究会」は外国人の研修・技能実習生の待遇改善のための案をまとめた。最低賃金法など労働者保護法が適用されない研修生の場合、低賃金労働者として残業までさせ酷使する企業があること（月額平均約6万6000円の低水準）、技能実習生については、日本人と同一の賃金が支払われないどころか最低賃金に満たないケースや、賃金の一部を管理費の名目で不正控除するケースがあることが指摘されている。興味深いことは、これらの問題が、公正性の観点からではなく、優秀な外国人の引き寄せという、経済界と同様の観点から論じられている点である。

このような流れの中で、外国人労働者に対する「企業側の法令順守体制や自治体による生活支援」の強化がなされると期待できるのだろうか。残念ながら、外国人労働者受け入れの言説に潜む、優秀な外国人の引き寄せと貢献に応ずる分配を基本とする市場原理は、すべての外国人に対する法令順守および生活支援の実行を保証しない。それでは、市場原理を補完する役目を果たしてきた福祉政策においてはどうか。

日本では1960年に国民皆年金保険制度が成立した。だが、日本国籍をもつことがその要件とされたために、外国人は加入できなかった。1976年に締結された「国際人権規約」、ならびに1981年に締結された「難民に関する条約」を受けて、1982年、その国籍条項がようやく撤廃された。だが、そもそも年金制度は、事前的な貢献（拠出）を資格要件とするものであり、日本の年金制度はその拠出期間が25年と長い。そのため、81年以降加入した外国人の多くは国民年金を満額受給することができないまま放置されることになった。その状況はいまも続いている。

近年、日本では、さまざまな理由で年金制度に加入できなかった障害者を対象とする無年金障害者救済法（2004年成立）が成立した。その法は、彼らが、再度、障害者基礎年金にアクセスする道を開いた。ただし、国民年金の国籍条項が撤廃された1982年以前に障害を負った在日外国人と、任意で加入する仕組みがなかった86年の法改正以前に障害を負った在外邦人など約9万6千人は、対象になっていない。

そもそも年金制度は、保険制度であるがゆえに事前的な貢献（拠出）なしに給付することが難しい。さらに、日本の年金制度は、稼得手段を喪失する以前に取得していた所得を代替する仕組みとして位置づけられているため、稼得手手段喪失後の生活困窮に十全に対処するうえでは、給付水準において限界がある。医療保険・介護保険も、保険料の支払いが可能であり、1年以上の滞在が明らかである定住者・永住者では加入できるが、それ以外の外国人は加入できない。

それに対して、日本には、世界的にも高い水準を誇る生活保護制度がある。それは国の責任において実施する公的扶助制度であって、事前的貢献をいっさい求めずに、現に困窮しているという事実の認定をもって、給付することが可能となる。しかも、必要即応の原則があるため

に、給付水準の決定にあたっては、地域、世帯、年齢、障害、養育・教育・介護などに基づく特別な需要が加味される。

だが、生活保護法には、「すべての国民に対し」という記述があるために、外国人が生活保護を取得することは一般に難しい。平成8年の東京地裁では、生活保護申請に対する却下処分取消しを求める不服審査請求の適格性は、外国人に対しても認められたものの、「現在、行われている外国人に対する保護は……法律上の権利として保障されたものではない」（平成18年京都府知事裁決）という行政判断がまかりとおっている。

しかも、外国人が永住権を取得するにあたっては、法務大臣の許可を必要とするが、許可に際しては、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。日常生活が、生活保護など、公共の負担となっていないこと。資産、技能からみて将来も安定した生活が見込まれること」などの要件が課されている。

残念ながら、現在の日本の公的福祉政策は、外国人に対して無条件の歓待を提供するものとはなっていないようだ。だが、近年日本には、公的福祉政策を補完するさまざまな福祉が形づくられている。次節ではその動きを検討しよう。

3. 住民型社会福祉と相互性

住民主導型社会福祉は、人びとの自発的な実践を通じて概念化されてきた。それは、障害や高齢、ホームレスなどの理由で困難を抱える人びとの暮らしを、近隣に住む住民たちの手で、できるかぎり総体的に援助しようという企図をもつ。ここでいう〈住民〉とは、たまたま相互に近接した空間に居住し、日常生活を共にすることになった人びとをさす。

〈相互性〉の概念は、この〈住民〉概念を規定するもっとも基本的な基準とされている。〈相互性〉は、他者に何らかの貢献をなし、その見返りとして、他者から何かを得る、とシンプルに定義される。この相互性の基準を社会福祉の文脈で十分に機能させるためには、人びとの多様な行いや在りようを貢献として扱えるように、貢献概念それ自体を拡張する必要がある。実践的には、たとえば、介護を受けている高齢者や障害者の在りようが、介護提供者に対して「介護訓練の場を与える」貢献として、住民たちに再評価されている。

〈相互性〉概念は、異なる人による異なる貢献の間に、厳密な対称性を求めない点で、衡平性や公正性よりも、要請が弱い。それはただ、ある個人から発せられ、他の個人に到着する矢印を問題にする。その矢印が一方向的ではなく、双方向的であるとき、相互の関係性が当事者間で、また公共的にも認められることになる。もっぱら空間的距離の近さに着目する〈住民〉概念もまた、共通の歴史や習慣の存在に特徴づけられるコミュニティ、あるいは、目的の共有に特徴づけられる組織（association）に比べて、要請が弱い。これらの点を勘案すると、日本に訪れる外国人のさまざまな行いや在りようを、住民たちが貢献として適切に認める限り、住民型社会福祉は、デリダのいう無条件の歓待を可能にするシステムであるといえそうだ。

だが、問題はさほど単純ではない。近年日本でも、市場と親和的な論理があらゆる社会制度を席卷するという現象が起きている。個人の貢献を住民自身で認めようという努力もまた、貢献に応じた分配原理の徹底という別個の流れに回収されかねない。そして、貢献主体とは認め

られない人びとに対しては資源を配分しないでよい、という判断を強める結果になりかねない。この流れは、現存する外国人に対する法規制、たとえば、十分な稼得能力をもたず、生活保護を受給するおそれのある外国人は永住者となる資格をもたない、あるいは生活保護の受給対象が「国民」に限定されているといった類の規制をますます強めることになるだろう。住民による貢献の承認をベースとする相互性の概念は、この問題に太刀打ちできない。それはまた、社会福祉の財源確保の責任をもっぱら住民たちの肩にのせ、公共的責任を棚上げにする議論をも招きかねない。

このような問題関心から、次節からは、外国人を含むすべての個人に対する社会的承認が形成されるプロセスと手続きを探求したい。ただし、ここでいう承認には、個々の貢献に対する承認のみならず、存在そのものの承認が含まれる。また、ここで想定される社会とは、歴史・慣習・目的において多様な多文化社会である。はたして多文化社会において、あらゆる人々の貢献と存在を承認する社会選択は可能なのだろうか。問題を考察するかぎは、〈住民〉と〈相互性〉概念の再検討にある。

再検討にあたって、本稿では、ジョン・ロールズのいう「社会」が、アマルティア・センの社会的選択理論で再解釈される。それにともない、〈相互性〉の概念が、〈公共的相互性〉へと再概念化される。それは、人びとの多様な貢献を適切に評価するとともに、目前の困窮に素早く対処しうる公的扶助の構想と対応する。

4. 社会¹⁾

ジョン・ロールズの正義論において「社会」概念は重要な意味をもつ。それは閉じられた空間ではあるものの、かならずしも伝統的な「国家」を意味するわけではない。社会は、——歴史的に、であれ、思想的に、であれ——、形づくられた一定の政治的構想、たとえば「自由と権利」あるいは「品格のある階層性」などが共有されていると期待される単位である。しかも、それは責任概念と関連する。彼が「社会は閉じられている」というとき、それは、ひとの出入りがないという意味ではなく、「相互性」（次節で詳述する）に基づいて、構成メンバーが資源の再分配（公的扶助）に責任をもち続けるという意味で使われている。この点で、「社会」は、構成メンバーが自己利益に基づく合理的選択の結果、自発的に退出する利益組織（association）から区別されるのである。

ロールズのいう「社会」は、合意の概念とも関連する。「万民の法」のステージにある当事者たちは、自分の属する「社会」に対する責任と「万民の法」に対する責任という2つの責任の緊張関係に直面する。彼らは、自分が属する社会の正義の基本原則に由来する偏見を完全に回避できるわけではない。「無知のヴェール」は、自分の属する社会の利益への偏向を控えさせるものの、異なる正義原則、法、政治的観念に対する判断間の葛藤を無効にするわけではない。

この点は、一方で、1つの社会内で正義原則を制定するステージと対照される。社会内での正義原則制定ステージでは、社会の正義原則と特定の集団の準則が葛藤するケースは論理的に排除されている、換言すれば、集団の準則に対する正義原則の優先性が当事者たちに受容されているからである。

他方で、それはアマルティア・センの理論とも対照される。センの理論では、非完備的ながらも整合的な社会的判断が形成される可能性を放棄しない一方で、個人の選好に対しても判断に対しても、いかなる制約も課されていないからだ。個人は実にさまざまなサブユニットに同時に属する。それぞれのサブユニットは自由に出入りできるものの、個人は自分の属するそれぞれのサブユニットに責任をもつと期待される。個人は、サブユニット間の財政的な移転に対して、あるいはまた、サブユニットの境界を越えて人権を守ることに對して、他のサブユニットに対しても責任をもつ。個人は、さらに、それぞれの文化的自由を保証するために、サブユニット間の財政的・政治的調整を行う責任をもつ²⁾。

このようなセンの理論を支える1つのキイ概念は、「開かれた不偏性」という認識的条件である。それはローカルな情報を考慮する一方で、ローカルな思い込みから逃れることを助ける。それは、それぞれの文脈でなされたポジション依存的評価のもつ特殊な意味を理解することを助けるとともに、ポジション依存的な評価の普遍的・人間的意味を理性的に認識することを助ける。

センの理論を支えるもう一つのキイ概念は、実に多様なサブグループ（階級、ジェンダー、専門家グループ）に実際に属している個々人である。彼らは、自分が属しているそれぞれのグループのポジション依存的評価を、同じく自分が属している他のグループの視点から吟味し、それら複数のポジション依存的評価を、自分の中で、相互につきあわせる機会をもつ。

ロールズとセンの間には、このような視点の相違がある。だが、両者の間には次のような共通性もある。ロールズにおいては、合意と責任の可能性は協同的集合体としての社会概念それ自身を含む政治概念の共有に依存していた。それに対して、センはよりグローバルな文脈でより現実的かつ柔軟なユニットを求めている。ただし、センもまたロールズが「社会」、「社会契約」という概念を通して捉えようとした、次のような観念を放棄してはならないように思われる。

それは、第一に、次の2つの意味での開放性である。まず、決定は、来るべき批判に対してつねに開かれていなければならないという開放性、換言すれば、新たに訪ずれる者はそれぞれ、すでになされた決定を自分自身で吟味し、改定することを通じて決定に参加していくという時間的流れにおける開放性である。続いて、ある主体の実践的理性における開放性である。すなわち、意思決定プロセスに参加する主体は、適切な認識的・情報的条件のもとで、公的扶助システムに現に参加している人々のことだけでなく、参加するかもしれない人々のこと、あるいは、直接参加していないものの影響を受ける可能性のある人々のことをも考慮しながら判断を形成するという意味での開放性である³⁾。

第二に、正義を特定化する文脈において、センは次のように主張している。正義は、個々人に見られるべきだという意味で、観察可能性と近接した概念ではあるものの、それは完全に構成的構築物ではないので、われわれは、ほとんどの人があることを「正しい」と判断したからといって、ある判断を「正しい」ということはできない。センによれば、正義は、ジョン・ロールズのいう「思考の公共的枠組み」⁴⁾のような観察可能性を要求する。それは、「理性的な主体間での判断上の合意に関して説明」を提供する。それは、公共的理性を行使する状況において「他者もまたそのように考えるだろう」と期待することを保証する。

第三に、ロールズもセンも、すべての社会状態を比較するのではなく、特定の部分に関する

順序のみを形成するという「非完備的な順序」を、ルールを規定する基本的性質と見なす点で一致する。ロールズの提唱するステージ進行的な枠組み、たとえば、法のレベルにおける枠組み——すなわち、正義、憲法そして立法——、あるいは、法のスコープにおける枠組み——すなわち、人民の法、ある社会の正義の基本原則、目的組織の内的準則——は、現実の時間的連続ではなく、非完備的ではあっても理性的な意思決定プロセスを制約するルールの優先性を示している。また、センは、「熟慮された決定に対する体系的な指針は、未解決な葛藤を反映する非完備的な順序からやってくる」(Sen, 2002, P468)と主張する。

第四に、実に多様なグループに属する個人は、自分の多層的なアイデンティティを内的に統合しながら、また、ポジション依存的な評価に由来する多様な利益や政治的観念を内省しながら、それらのグループ間の関係性を、少なくとも部分的に整合化する可能性を現実にもつこと、あるいは想像することができる。

このようなロールズとセンの議論に基づいて、次節では、公共的相互性の概念を検討したい。

5. 公共的相互性の概念⁵⁾

理由は何であれ、困窮の事実に対処する公的扶助は、すべての個人に、等しくその存在的価値を保障せよ、という正義概念に適ったしくみであることが了解された。他の正義概念に貫かれた制度がどれほど充実しようとも、独自の正義概念を実現する公的扶助制度の正当性と必要性が失われることはないだろう。

ただし、ロールズ(1971b)も指摘するように、ひとは、たとえ「正義に適っている」と判断したとしても、「同様の条件にある他の人びとも、同様にコミットするだろう」という相互的な関係性を信頼できないがために、コミットできないことがある。加えて、ひとは、たとえ正義に適っていると判断できないとしても、あるいは、迷いなく不正義だと判断したにもかかわらず、相互的な関係性に突き動かされて、コミットしてしまうこともある。

後藤(2006a)では、一定のルールを媒介として、広く不特定の人びととの間に成立する緩やかな対応性——その対応は、かならずしも二者間で双方向的である、あるいは、複数の個人間で円環的に閉じられたものである必要はない——を「公共的相互性」と呼び、その概念を手がかりに、制度へのコミットメントの可能性を論じた。

以下にその内容を簡単に説明しよう。先述したように、公的扶助の上位原理は、憲法であり、憲法には、別途、就労の義務と納税の義務が規定されている。その点を考慮して、公的扶助のルールを次のように表現しよう⁶⁾。

「働いて提供できるなら、そうしなさい。困窮しているなら、受給しなさい」。

ここでは、この分配ルールが「公共的相互性」を表象することを示したい。まず、このルールは、前半の「働いて提供できるなら、そうしなさい」と後半の「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」が結び付けられることによって、互いに条件付けられていることが理解される。両者の結び付きは重要な2つの対応関係を内包する。1つは、目的と実現可能性との対応

である。「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」は、「働いて提供できるなら、そうしなさい」の目的を表し、「働いて提供できるなら、そうしなさい」は、「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」の実現可能性を保証する。

ただし、この結び付きは、一人ひとりの個人の中で顕われる必要はない。たとえば、もしあなたが働けて提供できるとしたらそうしなさい、いつかあなたも困窮して受給せざるをえなくなるかもしれないのだから、というように。あくまでそれは、社会の中でゆるやかに実現されればよい。すなわち、もしあなたが働けて提供できるとしたらそうしない、どこかで困窮して受給せざるを得ない人がいるかもしれないのだから、というように。社会には、生涯、働き提供するだけの個人がいるかもしれない、その一方で生涯、困窮し、受給するだけの個人がいるかもしれない。このような場合、目的と実現可能性との対応をひとりの個人の中に見出すことは困難であるとしても、社会の中に見出すことはできるだろう⁷⁾。

ところで、目的と実現可能性との対応が個人の中で顕われないということは、個人にとってこのルールは、本人の目的から切り離された義務として作用することを意味する。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、働き、提供できる個人は、将来、自分も困窮し、受給することがあるかもしれないという予想をもつか否かにかかわらず、働き、提供しなければならないことになるからだ。

同様に、個人にとって、このルールは、権利としての意味をもつ⁸⁾。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、困窮している個人は、自分も将来、働き、提供できるようになるか否かにかかわらず、受給できることになるからだ。

付言すれば、「働いて提供できるなら、そうしなさい」という言明は、個人が「可能なら、働き、提供する権利」をもつこと、したがって、社会には、さまざまな個人が働くことのできる実質的な機会——労働市場のみならず、コミュニティ・ワーク、ケア、職業訓練などとそれを支える所得補助など——を提供する義務があることを定める。この社会の義務は、個人や地域・企業にも分有される。労働機会の創出、あるいは、それを促す公共的討議への参加もまた、個々人が分有する倫理的義務とみなされるだろう。

このように、上記のルールは、権利と倫理的義務という、もう1つの対応関係を内包する。ただし、その対応関係は、ひとりの個人の中で顕われる必要はない。社会の中で、緩やかに顕われればよい。あらゆる個人は、可能なら働き提供する権利と倫理的義務をもつ。困窮しているときは、受給する権利をもつ。権利はそれぞれ、同様の他者の権利を尊重すること以外、いかなる条件も付帯されることがない。義務は権利の剥奪という罰則を付帯されることがない。

続いて、上記のルールのもとで、個々人の行為や報酬、報酬率の相違を超えて、個人間に相互の関係性が成立する可能性がある。互いの労働報酬率の相違ではなく、働いているという事実における等しさに着目するとしたら、働き提供している個人と個人の間に、相互の関係性が見出される（彼自身と同様に、私が働き提供することを彼が期待できるとしたら、私自身と同様に、彼が働き提供することを私は彼に期待できる、また、私が行っているのと同様に、彼も働き提供することを私が期待できるとしたら、彼が行っているのと同様に、私も働き提供することを彼も期待できるだろう）。同様に、受給率の相違ではなく、受給しているという事実にお

ける等しさに着目するとしたら、困窮し受給している個人と個人の間には、相互の関係性が見出される。さらに、互いに他者もまたルールを等しく受容し、ルールによって等しく制約されると期待できるとしたら、働き提供している個人と困窮し受給している個人の間を含みすべての個人間で、相互の関係性が実現する可能性がある。たとえば、明らかに働けそうに見えるにもかかわらず、資源を受給している個人がいるとしよう。この場合に、人々が彼もまたルールを尊重し、それによって制約されるであろうことを期待できるとしたら、すなわち、彼が本当に働けるようになったら、彼も働くようになるだろうと期待できるとしたら、ルールを尊重する人々のコミットメントを通じた相互性が維持されるだろう。

要約しよう。「働いて提供できるなら、そうしなさい、困窮しているなら受給しなさい」という分配ルールは、もし人々がみなそれを受容するとしたら、次の4つの意味での相互性が実現するようなルールである。

- 1) 社会全体の中で、目的（すべての個人の基本的福祉の保障）と実現可能性（分配資源の確保）との対応が実現する。
- 2) 社会全体の中で、権利（right to well-being）と倫理的義務との対応が実現する。
- 3) 働き提供している個人と困窮し受給している個人の間、同一のルールのもとでの相互の関係性が成立する。
- 4) 働き提供している個人と個人の間、困窮し受給している個人と個人の間、相互の関係性が成立する。

さらに、ロールズが「格差原理」に関して指摘したように、この分配ルールの中に、偶然性と社会的行為との間の正しい対応関係をみることができのかもしれない。例えば、「働いて提供できること」と「実際にそうすること」との間に、また、「困窮していること」と「受給すること」との間に。

あるいは、後藤（2004）が「観点としてのリスク」と呼んだように、リスクが発生する確率ではなく、リスクがあるという事実、すなわち、誰しも、困窮するというリスクを完全には逃れることができないという事実に着目するならば、働いてプラスの課税を払う個人と困窮して受給する個人との間に、対称性を見ることができのかもしれない。リスクに対するこのような関心は、不確実性下での合理的計算に対する関心とは明らかに異なるものである。

6. 結びに代えて

以上、ジョン・ロールズとアマルティア・センの議論をてがかりとしながら、＜住民＞概念、ならびに＜相互性＞概念を再検討する視座を得てきた。最後に、これらの視座をもとに、住民主導型社会福祉の方向性を考察して結びに代えよう。たまたま相互に近接した空間に居住し、日常生活を共にすることになった人びとの＜相互性＞を基調とする住民主導型社会福祉は、互いの貢献に関する広い解釈のもとに、「いま、ここで」援助を必要とする人びとに、素早く適切に、必要な援助を提供する可能性を秘めている。

だが、一方で、経済不況の不安があおられ、他方で、貢献インセンティブの助長を促す分配政策が至上の目標——弱者の救済を行う必要条件とも——とされるなかで、住民主導型社会福祉がナイーブな位置にあるのも確かだ。

社会福祉の財源確保の責任をもっぱら住民たちの肩にのせるとしたら、貢献は、即、経済的貢献を意味する概念として、見返りは、即、経済的見返りとして、狭義に解釈されかねない。そうしていかないと住民主導型福祉を継続していくことが、まさに財政的に困難になるという事態にもなりかねない。

このような問題を回避するためには、住民主導型福祉の背後に、より公共的な資源移転の仕組みを用意する必要があるだろう。ここでいう公共的な資源移転とは、かならずしも、政府による税-補助金システムを意味しない。広範囲の人びとによる資源をプーリングしながら、どの住民たちにも財政的な援助が行き届くような仕組みであればよい。それは、ロールズのいう「社会」、あるいはセンのいう異なる多様な集団を包含する上位概念としての集合体を単位としてなされることになるだろう。また、その仕組みにおいて、働くことができるときには働いて、資源を抛出し、困窮しているときには資源を受給する論理は、上述した「公共的相互性」の観念に支えられることになるだろう。

この＜公共的相互性＞の概念は、無条件の歓待を実現するヒントとして、ジャック・デリダが提出した次のような考えを具体化する試みでもある。

条件抜きで、見返りのない贈与としての恩恵の概念は大切です。ただしこの概念にあいまいな宗教的な意味を含めてはなりません（Derrida, 2001, p.318-9, 引用ページは日本語訳から）。

注

†本稿は、「社会正義と多文化主義」国際コンファレンス、3月24日・25日立命館大学創思館1階コンファレンスルームでの報告論文として用意された。来日された報告者の方々、および有意義な議論を展開した参加者の方々に心より感謝したい。また、本コンファレンスは、文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)「ケアパリティ・アプローチの定式化に基づくグローバルな福祉保障システムの構想」(主任研究者：後藤玲子)の助成を得た。ここに感謝したい。

1) Gotoh, R. (2002), 後藤 (2002, 15章, 18章5節参照のこと)

2) Sen, A. K. (2002) 参照のこと。

3) ロールズとセンに関する次の引用を参照のこと。“Of course, this test is often indeterminate: it is not always clear which of several constitutions, or economic and social arrangements, would be chosen. But when this is so, justice is to that extent likewise indeterminate. Institutions within the permitted range are equally just, meaning that they could be chosen; they are compatible with all the constraints of the theory” (Rawls, 1971, 201). “Openness to critical scrutiny, combined with — explicit or tacit— public consent, is a central requirement of non-arbitrariness of valuation in a democratic society” (Sen, 1997, p.207)

4) Rawls, 1993, p.110f, Sen (2001) 参照のこと。

5) 本節の議論は、後藤 (2006, 4節) の議論とほぼ重なっている。

6) 以下の議論は、Gotoh (2005), 後藤 (2006 a,b) で日本の生活保護制度に関して展開した議論とほぼ同一である。

7) ここでいう社会とは一定のルールと経済システムを備えた、政治的母体をさす。それ自身の中に、異

なるルールとシステムをもった多様な集団を含む。それは、公共的相互性の届く範囲に依存して、国家を越える可能性をも秘めている。Gotoh, R., 2004a, b 参照のこと。

- 8) さらに踏み込み、「受給し、無事である倫理的義務」があるということが出来るかもしれない。ただし、その場合もそれが決して法的義務ではない点を注記する必要があるだろう。

参考文献

- Becker, L. C. (1986) : *Reciprocity*, London' Routledge & Kegan Paul.
- Derrida, J. (2001) : *Papier Machine*, Galilee (中山元訳, 『パピエ・マシン下 パピエ・ジャーナル』, 2005年, 筑摩書房) .
- Gotoh, R. (2002) : "A Perspective on the Theory of Justice a la Rawls and Sen," mimeo.
- Gotoh, R. (2002b) : "A Perspective on the Theory of Justice a la Rawls and Sen," mimeo.
- Gotoh, R. (2003) : "Understanding Sen's Idea of a *Coherent Goal-Rights System* in the Light of Political Liberalism," paper presented International Symposium in, Publicness Towards The 21st Century—Realizing Sen in Theory and Practice, at Ritsumeikan University, 2 June, 2003.
- Gotoh, R. (2004) : "Well-Being Freedom and The Possibility of Public provision system in Global Context," *Ethics and Economics*, vol.2, 2004.
- Gutmann, A. and D. Thompson, (1996) : *Democracy and disagreement*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Rawls, J. (1971) : *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Rawls, J. (1971b) : "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999c)
- Rawls, J. (1993) : *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, J. (1995) : "Reply to Habermas," *The Journal of Philosophy*, 92:3.
- Rawls, J. (1996) : *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press (reprinted paperback).
- Rawls, J. (1999a) : *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Sen, A. K. (1995) : "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, 85, 1-24.
- Sen, A. K. (1995b) : "The Political Economy of Targeting," in van de Walle, D. and K. Nead, eds., *Public Spending and the Poor: Theory and Evidence*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp.5-15.
- Sen, A. K. (1999a) : *Reason Before Identity, The Romanes Lecture for 1998*, Oxford, Oxford University Press.
- Sen A. K. (1999b) *Development As Freedom*, New York: Alfred A. Knopf.
- Sen, A. K. (2000) : "Consequential Evaluation and Practical Reason," *The Journal of Philosophy*, XCVII, 9, 477-503.
- Sen, A. K. (2001) : "Justice, Democracy And Social Choice," Text of Public Lecture at the Center for Interdisciplinary Research (ZIF), University of Bielefeld, Germany, on 22 June.
- Sen, A. K. (2002) : "Open and Closed Impartiality," *The Journal of Philosophy*, XCIX, 9, 445-469.
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学：ロールズとセン』 東洋経済新報社.
- 後藤玲子 (2006) 「正義と公共的相互性：公的扶助の根拠」, 『思想』「特集 福祉社会の未来」第983号.